

# 高知大学共同研究講座及び共同研究部門規則

平成 27 年 1 月 28 日  
規則 第 51 号

最終改正 令和 7 年 3 月 15 日規則第 84 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学（以下「本学」という。）における共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）の設置及び運営については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする企業等外部の機関（以下「外部機関」という。）から受け入れる経費等を活用して設置運用し、もって本学の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 講座において行われる研究に相当するものを実施するもので、外部機関から受け入れる経費等により教員給与、研究費、旅費及び光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 共同研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、外部機関から受け入れる経費等により教員給与、研究費、旅費及び光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 各学系、各部門、各学部、大学院総合人間自然科学研究科各専攻、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所及び保健管理センターをいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第 4 条 共同研究講座等には、当該共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 共同研究講座等の名称について外部機関から申出のあった場合は、外部機関が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、外部機関から共同研究講座等設置の申込みがあった場合において、当該共同研究講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、当該部局の教授会(教授会を置かない部局にあつては、当該部局の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等)の議を経て、学長にその設置を申請する。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 共同研究講座等設置申込書(別紙様式第1号)
  - (2) 共同研究講座等の概要(別紙様式第2号)
  - (3) 担当教員予定者履歴書(別紙様式第3号)及び就任承諾書(別紙様式第4号)
- (設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があつたときは、役員会の議を経て、当該共同研究講座等の設置の可否を決定するものとする。

(設置の通知及び報告)

第7条 学長は、前条の規定により共同研究講座等の設置の可否を決定したときは、その旨を当該部局長に通知するとともに、教育研究評議会に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、共同研究講座等の設置を決定したときは、外部機関の長(権限を委任された者を含む。)と共同研究講座等設置契約を締結するものとする。

(存続期間等)

第9条 共同研究講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 存続期間を更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(共同研究講座等の教員)

第10条 共同研究講座等には、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人の教員を置くものとする。

2 共同研究講座等を担当する教員(以下「共同研究講座等教員」という。)の身分は、有期雇用職員、特任職員又は非常勤職員とする。

3 共同研究講座等教員の名称は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 有期雇用職員就業規則適用者
  - イ 共同研究講座教授
  - ロ 共同研究講座准教授

- ハ 共同研究講座助教
- ニ 共同研究部門教授
- ホ 共同研究部門准教授
- ヘ 共同研究部門助教

(2) 特任職員就業規則適用者

- イ 共同研究講座特任教授
- ロ 共同研究講座特任准教授
- ハ 共同研究講座特任助教
- ニ 共同研究部門特任教授
- ホ 共同研究部門特任准教授
- ヘ 共同研究部門特任助教

(3) 非常勤職員就業規則適用者

- イ 共同研究講座教員（非常勤職員）
- ロ 共同研究部門教員（非常勤職員）

4 共同研究講座等教員の選考は、国立大学法人高知大学教員選考規則に準じて行うものとする。

5 第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、教育、研究、診療等の遂行に支障のない範囲内で国立大学法人高知大学職員就業規則第3条第1項第1号に定める大学教員（助手を除く。）が共同研究講座等の教員を兼ねることができる。

6 共同研究講座等に外部機関の研究者を共同研究講座等教員として雇用する場合で外部機関からの申出があったときは、在籍出向として受け入れることができるものとする。  
(共同研究講座等教員の職務)

第11条 共同研究講座等教員は、当該共同研究講座等における研究に従事するほか、当該共同研究講座等における研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当できるものとする。

(経費の受入れ等)

第12条 共同研究講座等に係る経費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

(共同研究の取扱い)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、共同研究講座等で実施する共同研究の取扱いについては、高知大学共同研究取扱規則（以下「共同研究取扱規則」という。）に定めるところによる。ただし、外部機関からの共同研究員に係る研究料については、本学と外部機関との協議により納付を免除することができる。

2 この規則の規定と共同研究取扱規則の規定が競合する場合は、この規則の規定が優先するものとする。

（他の研究機関との共同研究等）

第 14 条 本学と外部機関との合意に基づき、当該外部機関以外の研究機関（以下「第三者」という。）と共同研究講座等における研究に関連した共同研究を行い、又は第三者への委託研究を行うことができる。

（内容等の変更）

第 15 条 共同研究講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

（雑則）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、共同研究講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 15 日規則第 84 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第1号（第5条関係）

共同研究講座等設置申込書

年 月 日

高知大学長 殿

申込者  
住 所（所在地）  
氏 名  
（法人にあっては代表者の職・氏名）

下記のとおり共同研究講座等の設置を申し込みます。

記

1. 共同研究講座等の名称					
2. 共同研究講座等設置の目的及び研究内容	設置目的：  研究目的：  課 題：				
3. 共同研究講座等設置期間	年 月 日 から		年 月 日		
4. 共同研究講座設置部局名					
5. 共同研究講座等設置場所					
6. 外部機関研究担当者	所属・職		氏名		
7. 高知大学研究代表者	所属・職		氏名		
8. 共同研究講座等に要する経費の負担総額	総額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。） （内訳）直接経費 円、間接経費 円				
9. 経費負担計画	年度	年度	年度	年度	年度
	円	円	円	円	円
10. 外部機関からの提供物品	名称	型式・仕様		数量	
11. その他参考事項					
12. 外部機関事務担当者	所属・職		氏名		
	電話：		メール：		



## 別紙様式第3号（第5条関係）

## 担当教員予定者履歴書

ふりがな 氏名			男・女
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）	現住所	
学 歴 等			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
学会及び社会における活動等			
年 月	事 項		
賞 罰			
年 月	事 項		

(注)

- 1 「学歴等」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

別紙様式第4号（第5条関係）

就 任 承 諾 書

年 月 日

高知大学長 殿

氏 名

私は、高知大学〇〇〇〇共同研究講座（共同研究部門）設置の上は、当該共同研究講座（当該共同研究部門）担当の教員として、 年 月 日から就任することを承諾します。